

令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託企画提案公募要領

1 趣旨

本要領は、「令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託」に係る企画提案の公募に当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公募概要

- (1) 業務名：令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務
- (2) 業務内容：別紙1「令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限：令和9年3月19日（金）まで
- (4) 委託費用：9,340千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 公募スケジュール

令和8年4月16日（木）	公募開始
令和8年4月22日（水）	質問書提出期限
令和8年4月28日（火）	質問に対する回答期限
令和8年5月11日（月）	参加申込書提出期限
令和8年5月13日（水）	参加提案資格確認結果通知期限
令和8年5月14日（木）	企画提案書提出期限
令和8年5月21日（木）	企画提案審査の実施
令和8年5月	委託事業者の決定、公表

※本スケジュールは予定であり、企画提案審査の実施、委託事業者の決定等は変更となる可能性があります。

4 応募資格

企画提案公募に応募できる者は、次の条件を満たす法人又は本件業務受託のために結成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

なお、共同企業体として応募する場合は、幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が委託業務の全てを他の法人に再委託することは不可）

(1) 共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破

産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

カ 本公募に関して、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

（2）共同企業体としての資格要件

ア 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

イ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び専門的知識・経験を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（3）単独法人としての資格要件

（1）「共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件」のほか、（2）「共同企業体としての資格要件」の全てを1法人で満たすこと。

5 質問の受付・回答

公募要領についての質問は次により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

（1）提出書類

別紙2「令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託」企画提案公募要領質問書

（2）提出期限

令和8年4月22日（水）17時15分まで（必着）

（3）提出方法及び提出先

電子メール（メールアドレス:ngt050030@pref.niigata.lg.jp）により提出すること。
なお、電子メールの件名は、「次世代自動車業務委託質問書」とすること。

（4）質問の回答方法

提出期限までに受け付けた質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）までに県ホームページにおいて公開する。なお、質問に対する回答は、公募要領及び委託仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加申込書の提出及び提案資格確認結果の通知

（1）参加申込書の提出

本企画提案公募に参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

ア 提出書類

別紙3「令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託」企画提案公募参加申込書

イ 提出期限

令和8年5月11日（月）17時15分まで（必着）

ウ 提出方法及び提出先

電子メール(メールアドレス:ngt050030@pref.niigata.lg.jp)により提出すること。
なお、電子メールの件名は、「次世代自動車業務委託参加申込書」とすること。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加資格申込書を提出した全員に対し、令和8年5月13日(水)までに、提案資格の確認結果の通知を電子メールで送付する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 ※いずれも電子データで提出すること。

ア 別紙4「令和8年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託」企画提案書

イ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書

※企画提案書提出日の3ヶ月前までに発行したもの(写し可)

※共同企業体の場合には、全構成員分を提出すること。

※スキャン等を行い、電子データで提出すること。

ウ 新潟県税の納税義務を有する者は「納税証明書」(未納がないことの証明。写し可)

※共同企業体の場合には、全構成員分を提出すること。

※スキャン等を行い、電子データで提出すること

(2) 提出期限

令和8年5月14日(木)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法及び提出先

電子メール(メールアドレス:ngt050030@pref.niigata.lg.jp)により提出すること。

なお、電子メールの件名は、「次世代自動車業務委託企画提案書」とすること。

8 企画提案内容の審査

(1) 審査方法

外部有識者を含む審査委員会において、提案者が提出した企画提案書及び提案者が行うプレゼンテーションを踏まえて審査する。また、プレゼンテーションの場で必要に応じて質疑応答を行う。

(2) 審査委員会の実施方法及び実施日時

審査会はWebで実施する予定である。

審査日は令和8年5月21日(木)の予定だが、詳細な日時については企画提案書を提出した者に対し別途通知する。

(3) 審査基準

審査に当たっては、別表1の審査基準により評価する。

9 企画提案の審査結果通知

県は、審査委員の意見を踏まえ、最優秀提案者及び次点者を選定することとし、審査結果は参加申込者全員に電子メールにより提出する。

10 委託契約

(1) 契約に関する協議

ア 県は、最優秀提案者と、別途定める予定価格の範囲内で別添契約書(案)により、委託契約を締結するものとし、協議が整った場合は内容の変更を行う。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する。次点者と協議が整わない場合、本企画提案審査に基づく契約は行わない。

イ 本契約は、国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」を活用するものであるため、国の交付決定が得られなかった場合は、契約は行わない。

(2) 委託契約に当たっての主な留意点

ア 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。

イ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に県の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 契約保証金

新潟県財務規則第 41 条に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、新潟県財務規則第 44 条第 1 号、第 2 号又は第 6 号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(4) 委託料の支払

委託料の支払については、原則として精算払とする。ただし、県が特に必要と認めた場合は、必要な部分について前金払いできることとする。

11 その他

(1) 本企画提案公募に提出された書類は返却しない。また、それらを本業務以外の目的には使用しない。なお、審査の際、必要な範囲内において、公募の参加者に通知することなく複製することがある。

機密保持には十分配慮するが、採択された場合には「新潟県情報公開条例」（平成 13 年 10 月 19 日条例第 57 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(2) 企画提案書等の作成費は本業務の対象経費に含まれない。また、審査結果に関わらず、企画提案書等の作成費用は支給しない。

(3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、企画提案の審査後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、審査結果が取り消されることがある。

(4) 企画提案公募への参加申込後に辞退する場合は、別紙 5 「『令和 8 年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託』企画提案公募参加申込辞退書」を提出すること。

(5) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となり、最優秀提案者及び次点者とならない場合がある。

ア 本公募要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しない者又は虚偽の記載をした者

ウ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

(6) 本業務で得た全ての成果品の著作権は県に帰属するものとし、県の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。また、受託者は本業務の成果品に対して著作者人格権を行使しないものとする。

別表 1

「令和 8 年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託」企画提案公募に関する審査の視点

評価項目	内容	配点	審査の視点
企画提案 内容	業務理解 現状把握	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●仕様書の趣旨を理解した上で企画立案しているか ●現状の課題等を正しく把握しているか
	普及啓発イベントの 開催	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ●イベントの目的やターゲットの設定は明確かつ適切か ●イベントに魅力があり、FCV、EV 及び充電設備の導入促進につながるか
	効果的な広報活動の 実施、独自の提案	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な普及啓発が期待できるか ●本事業の成果を高めるための独自の提案があり、かつ実現可能な内容か
業務遂行 能力	業務実績	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●県や県出資法人が実施する普及啓発事業の受託など、普及啓発に係る十分な実績やノウハウを有しているか
	業務実施体制	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●業務を実施するために必要な組織、人員、体制が整っており、各役割が明確かつ適切か ●事業実施に必要なネットワークを有しているか
計画工程 積算内容	計画工程の確実性 適正な経費・費目計上	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●業務の実施内容が工程の細部に反映され、無理なく、確実に業務を遂行できる工程であるか ●必要となる経費・費目がわかりやすく、過不足なく計上され、適正に積算されているか。また、予算規模に応じた事業内容か
合計		100 点	